

国立大学法人奈良教育大学再雇用教職員就業規則

平成16年4月1日
制 定

改正 平成17年11月30日規則第58号
改正 平成18年 3月24日規則第34号
改正 平成18年11月24日規則第96号
改正 平成21年 3月27日規則第23号
改正 平成21年 6月 9日規則第37号
改正 平成21年11月27日規則第62号
改正 平成22年12月24日規則第57号
改正 平成24年 3月30日規則第27号
改正 平成24年 5月30日規則第33号
改正 平成26年 5月23日規則第28号
改正 平成26年11月28日規則第30号
改正 平成27年 3月27日規則第22号
改正 平成28年 2月 1日規則第 7号
改正 平成28年11月25日規則第40号
改正 平成29年 1月27日規則第 7号
改正 平成29年 9月29日規則第27号
改正 平成30年 1月26日規則第 1号

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人奈良教育大学教職員就業規則（平成16年奈良教育大学規則第43号。以下「教職員就業規則」という。）第3条第3項の規定に基づき、定年により退職した教職員の再雇用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 再雇用の対象となる教職員は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 定年退職した者
- 二 前号に該当する者として再雇用されたことのある者
- 三 奈良教育大学（以下「本学」という。）からの推薦により課長級の職員として登用され、本学以外の国立大学法人等を定年退職した者

2 前項にかかわらず、国立大学法人奈良教育大学教員の就業に関する規則（平成16年奈良教育大学規則第44号）第2条第一号に定める大学教員は除く。

(勤務の形態)

第3条 再雇用される者（以下「再雇用教職員」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- 一 フルタイム再雇用教職員 1日につき7時間45分、かつ1週間の勤務時間が38時間45分で再雇用される者をいう

二 短時間再雇用教職員 1週間の勤務時間が15時間30分以上31時間未満で再雇用される者をいう

2 前項第一号に掲げる者の職名は次表のとおりとする。

職種	職名
事務・技術職	特定係長、特定主任、特定一般職員
技能・労務職	特定用務員、特定労務作業員、特定炊夫
栄養士等	特定栄養士
看護師等	特定看護師
附属教員	特定教諭、特定養護教諭、特定栄養教諭

(再雇用の方法)

第4条 再雇用は、第2条に規定する対象者が引き続き再雇用を希望した場合であって、教職員就業規則第23条の規定のいずれにも該当しない場合に行う。

(再雇用の期間)

第5条 再雇用の期間は、一事業年度の範囲内において定める。

(試用期間)

第6条 再雇用教職員には、試用期間を設けないこととする。

(再雇用期間の更新)

第7条 第5条の期間、又はこの項の規定により更新された期間は、1年を超えない範囲内で更新することができる。

2 前項の更新は、更新直前の期間において勤務成績等を考慮して勤務の形態を決定するものとする。

(再雇用の上限年齢)

第8条 第5条及び第7条に定める期間の上限は、満65歳に達する日以後における最初の3月31日までとする。

(休暇)

第9条 再雇用教職員の休暇は、教職員就業規則に準じて取り扱う。

2 前項の規定にかかわらず、短時間再雇用教職員の年次休暇の日数は、国立大学法人奈良教育大学時間雇用教職員就業規則（平成16年奈良教育大学規則第46号。以下「時間雇用教職員就業規則」という。）に準じて取り扱う。

3 定年退職に引続き再雇用教職員となった者の年次有給休暇は、当該退職時における未使用の日数及び時間とする。

(給与)

第10条 再雇用教職員の給与の種類は、俸給、俸給の調整額、安全衛生管理手当、地域手当、通勤手当、単身赴任手当、義務教育等教員特別手当、教職調整額、教員特殊業務手当、教育実習等指導手当、教育業務連絡指導手当、超過勤務手当、休日給、期末手当及び勤勉手当とする。

2 フルタイム再雇用教職員の俸給月額又は国立大学法人奈良教育大学教職員給与規則

(平成16年奈良教育大学規則第48号。以下「教職員給与規則」という。)を準用する場合の俸給表及び職務の級の適用については、職種に応じ次表のとおりとする。ただし、適用される職務の級は、定年退職時における職務の級を上回らないものとする。

職種	俸給月額	教職員給与規則を準用する場合の俸給表及び職務の級
事務・技術職	214,800円	一般職俸給表(一)2級
	254,800円	一般職俸給表(一)3級
	274,200円	一般職俸給表(一)4級
技能・労務職	222,800円	一般職俸給表(二)3級
栄養士等	214,900円	医療職俸給表(一)2級
看護師等	255,000円	医療職俸給表(二)2級
附属教員	270,700円	教育職俸給表(二)2級

3 短時間再雇用教職員の俸給月額は、前項に定めるその者の属する職務の級に応じた俸給月額に、その者の1週間当たりの労働時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額とする。

(諸手当)

第11条 前条第1項に定める再雇用教職員の諸手当は、次の各号に定める場合を除き、教職員給与規則に準じて取り扱う。

- 一 フルタイム再雇用教職員の義務教育等教員特別手当の月額は9,700円とする。ただし、短時間再雇用教職員の義務教育等教員特別手当の月額は、9,700円にその者の1週間当たりの労働時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 二 前条第1項に規定する期末手当の支給割合及び勤勉手当の成績率は、次表のとおりとする。

	6月期	12月期
期末手当	0.65	0.80
勤勉手当	0.425	0.425

三 短時間再雇用教職員に対する超過勤務手当は、教職員給与規則第32条に定める教職員の例に準じて支給する。ただし、教職員就業規則の適用を受ける教職員の正規の労働時間に相当する時間内における超過勤務時間については、時間給と同額を支給する。

(懲戒)

第12条 教職員就業規則に定めるもののほか、再雇用教職員の国立大学奈良教育大学教職員としての在職期間中の行為が、教職員就業規則第43条の懲戒の事由に該当したときは、これに対して懲戒に処することができる。

(休職)

第13条 再雇用教職員には、教職員就業規則第16条第1項第四号及び国立大学法人奈良教育大学教職員休職規則(平成16年奈良教育大学規則第55号)第9条に規定する

派遣休職の規定は適用しない。

(退職手当の不支給)

第14条 再雇用教職員には退職手当を支給しない。

(就業規則の準用)

第15条 再雇用教職員には、この規則の定めるもののほか、教職員就業規則を準用する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年規則第58号)

この規則は、平成17年11月30日から施行し、平成17年12月1日から適用する。

附 則 (平成18年規則第34号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年規則第96号)

1 この規則は、平成18年11月24日から施行する。

2 第4条及び第7条に定める基準は、労使協定の定めるところによる。

附 則 (平成21年規則第23号)

この規則は、平成21年3月27日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則 (平成21年規則第37号)

1 この規則は、平成21年6月9日から施行し、平成21年6月1日から適用する。

2 平成21年6月期の期末手当の支給割合及び勤勉手当の成績率については、第11条第二号表中「0.75」とあるのは「0.70」と、「0.35」とあるのは「0.30」と読み替えるものとする。

附 則 (平成21年規則第62号)

1 この規則は、平成21年12月1日から施行する。

2 平成21年12月期の期末手当の支給割合及び勤勉手当の成績率については、第11条第二号表中「0.85」とあるのは「0.80」と、「0.35」とあるのは「0.40」と読み替えるものとする。

附 則 (平成22年規則第57号)

1 この規則は、平成22年12月1日から施行する。

2 平成22年12月期の勤勉手当の成績率については、第11条第二号表中「0.325」とあるのは「0.3」と読み替えるものとする。

附 則 (平成24年規則第27号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年規則第33号)

1 この規則は、平成24年5月30日から施行する。

2 平成24年6月1日から平成26年3月31日までの間においては、次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

一 俸給月額 フルタイム再雇用教職員が受けるべき俸給月額に、100分の4.77を乗じて得た額

二 地域手当 フルタイム再雇用教職員の俸給月額に対する地域手当の月額に100分の4.77を乗じて得た額

三 期末手当 フルタイム再雇用教職員が受けるべき期末手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額

四 勤勉手当 フルタイム再雇用教職員が受けるべき勤勉手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額

3 前項の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則（平成26年規則第28号）

この規則は、平成26年5月23日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成26年規則第30号）

1 この規則は、平成26年12月1日から施行する。

2 平成26年12月期の勤勉手当の成績率については、第11条第二号表中「0.35」とあるのは「0.365」と読み替えるものとする。

附 則（平成27年規則第22号）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 施行日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受け、かつ1週間あたりの労働時間が同一である再雇用教職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなる者には、平成30年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。

附 則（平成28年規則第7号）

1 この規則は、平成28年2月1日から施行し、平成27年11月1日から適用する。

2 平成27年12月期の勤勉手当の成績率については、第11条第二号表中「0.375」とあるのは「0.4」と読み替えるものとする。

附 則（平成28年規則第40号）

1 この規則は、平成28年11月25日に施行し、平成28年11月1日から適用する。

2 平成28年12月期の勤勉手当の成績率については、第11条第二号表中「0.40」とあるのは「0.425」と読み替えるものとする。

附 則（平成29年規則第7号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年規則第27号）

この規則は、平成29年9月29日から施行する。

附 則（平成30年規則第1号）

1 この規則は、平成30年1月26日に施行し、平成29年11月1日から適用する。

2 平成29年12月期の勤勉手当の成績率については、第11条第二号表中「0.425」とあるのは「0.45」と読み替えるものとする。